

## 秋田県週休2日制モデル工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1週間 月曜日から当該月曜日以降の最初の日曜日までの期間をいう。
- (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び次条第1項に規定する振替休日をいう。
- (3) 現場閉所 1日を通して当該モデル工事に係る元請企業の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。）（以下「現場代理人等」という。）が当該モデル工事に係る作業に従事していないことをいう。
- (4) 完全週休2日 実工期の間の1週間における全ての休日に、現場閉所をした場合をいう。
- (5) 現場閉所率 実工期（別に定める期間を除く。）のうち、現場閉所をした日数の割合をいう。
- (6) 実工期 工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。

(休日)

第3条 発注者は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及びその日に代わる現場閉所の日（以下「振替休日」という。）を休日作業日の前日までに協議により定めるものとする。

- 2 前条第4号の規定にかかわらず、発注者は、別に定めるところにより、振替休日が休日作業日と同一の1週間内に確保できなかった場合においても完全週休2日と認めることができる。
- 3 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。
  - (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
  - (2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動
  - (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
  - (4) 作業の緊急性その他、やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業

(モデル工事の指定等)

第4条 モデル工事は、次に掲げるいずれかの方式により実施するものとする。

- (1) 発注者指定型

発注者指定型とは、モデル工事の実施を設計図書において義務づける方式であり、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日付け監—134）に定める入札審査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。

- (2) 受注者希望型

受注者希望型とは、モデル工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者からの施工計画書の提出前に、発注者に対して週休2日の実施について協議があった工

事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。

- 2 発注者は、モデル工事の継続が適当でないと判断した場合、モデル工事の指定を解除することができる。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、次に掲げる達成区分に応じ、工事成績評定（工事特性）に加点するものとする。

| 達成区分         | 現場閉所率        | 加点数（点） |
|--------------|--------------|--------|
| 完全週休二日       | 28.5%以上      | 4      |
| 4週8休以上       | 28.5%以上      | 3      |
| 4週7休以上4週8休未満 | 25%以上28.5%未満 | 2      |
| 4週6休以上4週7休未満 | 21.4%以上25%未満 | 1      |

※主任監督員の評価において考査項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」対応事項「V. その他」で加点することとし、対応事項Ⅰ～Ⅳにおいて重複評価しないものとする。

(工期変更)

第6条 発注者は、工程の変更理由が受注者の責めによらない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期変更するものとする。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、別に定める積算方法により、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(実施証明書)

第8条 発注者は、モデル工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事実施証明書発行要領（令和元年6月7日付け技管一171）に定める実施証明書を発行するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管一996 一部改正）

1. この要綱は、平成30年3月27日から施行する。
2. この要綱による改正後の秋田県完全週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和元年6月7日技管一168 一部改正）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管－732 一部改正）

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和3年9月9日技管－340 一部改正）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。